

地方卸売市場行橋市魚市場業務条例施行規則

地方卸売市場行橋市魚市場業務条例施行規則（平成9年行橋市規則第24号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、地方卸売市場行橋市魚市場業務条例（令和2年行橋市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、特に定めるものを除き、条例の例による。

（卸売業者の許可申請に係る添付書類）

第3条 条例第10条第2項（条例第18条第4項において準用する場合を含む。）に規定する許可申請書（様式第1号）に添付する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 業務を執行する役員の子分証明書（市長村長が発行するもの）及び履歴書並びに代表者の写真及び印鑑証明書
- (4) 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面
- (5) 直前事業年度の貸借対照表
- (6) 直前事業年度の損益計算書
- (7) 法人市民税の納税証明書
- (8) 許可申請の日から起算して2年間における事業計画書
- (9) 条例第10条第3項第1号、第3号、第4号又は第6号のいずれにも該当しないことを誓約する誓約書（様式第2号）

（保証金の額）

第4条 条例第13条に規定する卸売業者の預託すべき保証金の額は、200万円と

する。

(卸売業者による事業報告書の提出等)

第5条 条例第20条第1項に規定する事業報告書の作成及び提出は、卸売市場法施行規則（昭和46年農林水産省令第52号）第21条第1項に定めるところによる。

2 条例第20条第2項の規定による閲覧は、卸売業者の事務所における備置きその他の適切な方法により行わなければならない。

3 条例第20条第2項に規定する規則で定める財務に関する情報は、貸借対照表及び損益計算書とする。

4 条例第20条第2項に規定する規則で定める正当な理由は、次に掲げるものとする。

(1) 当該卸売業者に対して卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合

(2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づいて閲覧の申出がなされたと認められる場合

(3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合

(せり人登録証及び記章)

第6条 条例第21条に規定するせり人登録証及びせり人記章は、様式第3号に定めるとおりとする。

2 条例第21条第3項に規定する有効期間は、引き続きせり売りの業務に従事する者については、同一の内容によって更新されるものとする。

(買受人の許可申請に係る添付書類)

第7条 条例第25条第2項（条例第29条第4項及び条例第32条第4項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる買受人の許可を受けようとする者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 個人である場合 次に掲げる書類

- ア 当該個人の履歴書、住民票の写し、身分証明書（市長村長が発行するもの）、
印鑑登録証明書及び写真
- イ 直前事業年度の貸借対照表又はこれに類する書類
- ウ 直前事業年度の損益計算書又はこれに類する書類
- エ 市町村税の納税証明書
- オ 許可申請の日から起算して2年間における事業計画書
- カ 条例第25条第4項第1号、第3号又は第4号のいずれにも該当しないこと
を誓約する誓約書（様式第4号の1）

(2) 法人である者 次に掲げる書類

- ア 定款
- イ 登記事項証明書
- ウ 業務を執行する役員の身分証明書（市長村長が発行するもの）及び履歴書並
びに代表者の写真及び印鑑証明書
- エ 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を
記載した書面
- オ 直前事業年度の貸借対照表
- カ 直前事業年度の損益計算書
- キ 法人市民税の納税証明書
- ク 許可申請の日から起算して2年間における事業計画書
- ケ 条例第25条第4項第1号、第3号、第4号又は第6号のいずれにも該当し
ないことを誓約する誓約書（様式第4号の2）

（買受人による変更申請に係る添付書類）

第8条 条例第25条第3項に規定する名称変更等届出書（様式第5号）に添付する
書類は、前条の規定により申請した事項に変更があった部分に係る書類とする。

（買受人登録証及び記章）

第9条 条例第28条第2項に規定する買受人登録証及び買受人記章は、様式第6号

に定めるとおりとする。

(買受代理人登録申請書に係る添付書類)

第10条 条例第29条第3項に規定する買受代理人登録申請書(様式第7号)に添付する書類は、身分証明書(市町村長が発行するもの)、戸籍抄本、住民票及び卸売業者の意見書とする。

(買受人以外の者との相対取引に係る報告)

第11条 卸売業者は、買受人以外の者を相手方として、相対取引によって卸売業務を行った場合は、当該卸売をした日の属する月の翌月10日までに、次に掲げる事項を記載した相対取引報告書(様式第8号)により、市長に対して報告しなければならない。

(1) 卸売業者の名称

(2) 当該卸売をした生鮮水産物等の品目、産地、数量及び出荷者並びに相手方

(卸売業者による売買取引の条件の公表)

第12条 条例第39条の規定による公表は、次に掲げる事項について、卸売市場又は卸売業者の事務所の見やすい場所における掲示その他の適当な方法によって行わなければならない。

(1) 営業日及び営業時間

(2) 取扱品目

(3) 生鮮水産物等の引渡しの方法

(4) 委託手数料その他生鮮水産物等の卸売に関して出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及び額

(5) 生鮮水産物等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法

(受領した生鮮水産物等に異状を認めた場合の報告)

第13条 条例第40条第1項に規定する物品受領通知書及び売買仕切書は、業務内容を的確に把握することができる様式によるものとし、かつ、市長の承認を受けたものでなければならない。

2 市長は、前項に規定する物品受領通知書及び売買仕切書が不相当であると認めるときは、卸売業者に対して、その変更を指示することができる。

3 卸売業者は、条例第40条第1項及び第2項の規定により、生鮮水産物等の検収を行った場合は、次に掲げる事項を記載した検収報告書（様式第9号）をもって速やかに市長に対して報告しなければならない。

(1) 卸売業者の名称

(2) 当該検収を行った生鮮水産物等が卸売市場に到着した日時

(3) 当該検収を行った生鮮水産物等の品目、産地及び数量並びに委託者及びその代理人の氏名又は名称及び住所

(4) 異状の内容、程度及び原因並びに異状を認めた生鮮水産物等の数量
(卸売業者による売買取引の結果等の報告)

第14条 条例第45条の規定による報告は、その日の主要な品目の卸売の数量及び卸売価格を記載した報告書を提出して行わなければならない。

2 前項の報告は、同項に定めるもののほか、条例第35条に定める売買取引の方法に応じて、高値（最も高い卸売価格をいう。）、中値（最も卸売の数量が多い卸売価格をいう。ただし、個々の商品ごとに卸売価格を決定する品目については、加重平均価格をいう。）及び安値（中値未満の卸売価格のうち、最も卸売の数量が多い卸売価格をいう。ただし、個々の商品ごとに卸売価格を決定する品目については、最も低い卸売価格をいう。）に区分し、その日の卸売が終了した後速やかに報告しなければならない。

(卸売業者による売買取引の結果等の公表)

第15条 条例第46条の規定による公表は、当該卸売業者の取扱品目に属する生鮮水産物等に関する次に掲げる事項について、卸売市場の見やすい場所における掲示その他の適当な方法によって行わなければならない。

(1) その日の主要な品目（別表に規定する品目をいう。以下同じ。）の卸売予定数量及び産地

(2) その日の主要な品目の卸売の数量及び卸売価格

(3) その月の前月における委託手数料の受領総額

2 前項の公表においては、同項に定めるもののほか、次に掲げるところにより、これを行わなければならない。

(1) 前項第1号に掲げる事項にあつては、条例第35条に規定する売買取引の方法に従って、その日の卸売を開始する時刻の30分前までに行わなければならない。

(2) 前項第2号に掲げる事項にあつては、条例第35条に規定する売買取引の方法に従って、卸売価格を高値、中値及び安値に区分しなければならない。

(3) 前項第3号に掲げる事項にあつては、その月の末日までに行わなければならない。

(市長による売買取引の結果等の公表)

第16条 条例第47条の規定による公表は、魚市場の取扱品目に属する生鮮水産物等に関する次に掲げる事項について、卸売市場の見やすい場所における掲示その他の適当な方法によって行わなければならない。

(1) その日の主要な品目の卸売予定数量及び産地

(2) その日の主要な品目の卸売の数量及び卸売価格

2 前項の公表においては、同項に定めるもののほか、次に掲げるところにより、これを行わなければならない。

(1) 前項第1号に掲げる事項にあつては、第14条の規定による報告を受けた後、速やかに条例第35条に規定する売買取引の方法に従って、前日の主要な品目の卸売の数量及び卸売価格を併せて公表しなければならない。

(2) 前項第2号に掲げる事項にあつては、条例第35条に規定する売買取引の方法に従って、卸売価格を高値、中値及び安値に区分しなければならない。

(卸売価格の変更)

第17条 条例第51条に規定する正当な理由がない場合とは、卸売をした生鮮水産物等が種類、品質又は数量に関して著しく契約の内容に適合しないものである場

合とする。

(施設の使用指定等)

第18条 条例第52条第1項又は第2項の規定により魚市場施設（魚市場内の用地及び建物その他の施設をいう。以下同じ。）の使用指定等を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した魚市場施設使用申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 使用指定等を受けようとする魚市場施設の使用面積、使用期間及び使用目的
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要であると認める事項

(施設の用途変更等)

第19条 使用者（条例第52条第1項に規定する指定又は同条第2項に規定する許可を受けた者をいう。以下同じ。）は、条例第53条ただし書の規定により魚市場施設の用途を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した用途変更承認申請書（様式第11号）に当該用途変更に係る設計書及び費用見積書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 使用指定等を受けた魚市場施設の使用面積、使用期間及び使用目的
- (3) 当該用途変更後の用途、用途変更の時期及び用途変更の理由
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

2 使用者は、条例第53条ただし書の規定により魚市場施設の全部若しくは一部を転貸し、又は他人に使用させようとするときは、次に掲げる事項を記載した転貸等承認申請書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 使用指定等を受けた魚市場施設の使用面積、使用期間及び使用目的
- (3) 当該転貸又は使用（次号において「転貸等」という。）に係る相手方の氏名又は名称及び住所

- (4) 当該転貸等をする魚市場施設の面積、転貸等の期間及び転貸等の理由
(施設の原状変更)

第20条 使用者は、条例第54条ただし書の規定により魚市場施設に増築、改築、造作の付加、模様替その他の原状に変更を加える行為（以下この条において「施設の原状変更」という。）を行おうとするときは、次に掲げる事項を記載した原状変更承認申請書（様式第13号）に当該施設の原状変更に係る設計書及び費用見積書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
(2) 当該施設の原状変更を行おうとする場所、内容及び理由
(3) 当該施設の原状変更に関し工事を伴う場合は、当該工事の施行者の氏名又は名称及び住所
(4) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第55条ただし書の規定により施設の原状変更を行う使用者は、当該施設の原状変更を行った後、速やかに市長にその旨を届け出て、検査を受けなければならない。

3 条例第55条ただし書の規定により施設の原状変更を行う使用者は、前項に規定する検査を受けた後でなければ、当該施設の原状変更を行った部分を使用することができない。

(身分を示す証明書)

第21条 条例第59条第2項の身分を示す証明書は、様式第14号に定めるとおりとする。

(委任)

第22条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年6月21日から施行する。

別表（第15条関係）

種類	品目
鮮魚	いわし類 あじ類 さば類 たい類 いか類 貝類 ぶり ひらす かんぱち かつお まぐろ かれい ひらめ たちうお すずき とらふぐ たこ くるまえび よしえび うに かきはも さけ あなご
塩干加工品	銀さけ 紅さけ あかうお さば かれい たらこ かずのこ いらこ ちりめん ししゃも たこ かに